

法改正と新たな生涯学習推進に挑戦する地域

古 市 勝 也
(九州共立大学)

1 はじめに

今、地域の生涯学習の現場が変わろうとしている。市町村は、地方分権の激流の中で、合併や行財政改革等のいわゆる直下型地震に見舞われている。具体的には、生涯学習・社会教育関連施設に指定管理者制度等が導入され、管理運営の外部化が進行している。また、行政組織の再編成等により、地方教育事務所が廃止され、社会教育主事等の関係職員が定員減になっている。

衝撃的だったのは、今年の7月、福岡県直方市中央公民館で「高齢者はつつらつ活動拠点事業」が実施された時のことである。講師として訪問した筆者を迎えてくださったのは、直方市総合政策部の名刺を持った館長さんであった。「公民館は首長部局に変わったのですか」と尋ねると、「そうです、女性施設、社会教育施設等の公的施設の管轄は総合政策部です」とのことであった。「教育委員会の社会教育はどうなったのですか」と重ねて尋ねると「生涯学習・社会教育は総合政策部市民協働課の管轄です」「教育委員会は学校教育に特化します」とのことであった。「もう、生涯学習の一般行政化もここまで来たか」の思いが強かった。まさに今、地方自治体の生涯学習は一般行政化の中で、新しい生涯学習の推進に挑戦しているといえよう。

この一般行政化の流れを踏まえ生涯学習を推進するためには、何を理念にして、何処までを領域として、何処の部署が中核的責任を持って生涯学習振

興行政を促進するのか。首長部局や民間企業・団体等で実施される生涯学習に資する施策との連携はどのようにするのが問われてくる。

2 一般行政化する生涯学習の取組み

(1)「公民館」が「市民センター」に代わった北九州市

ア.「公民館」から「市民センター」へ

この北九州市で地域住民に最も身近な地域活動の拠点である地域レベルの場から「公民館」の呼び名が消えて久しい。現在、教育委員会の管轄を離れ、総務市民局地域振興課管轄の地域づくりの拠点としての「市民センター」として位置づけられている。その経緯を見てみよう。市は平成6年度から地域活動の拠点として小学校区単位を基本に「市民福祉センター」の整備を開始している。その際、既存の「公民館」も活用して「市民福祉センター」と「公民館」の2枚看板化が図られている。さらに、平成17年1月1日から、「市民福祉センター」と「公民館」を統合して、名称を「市民センター」に統一したのである。すなわち、地域の活動拠点である「公民館」から社会教育法の規定（公民館設置関連条例の廃止）を外したのである。

イ.「まちづくり協議会」の運営へ ―地域課題解決のコミュニティ施設―

では、市民センターの運営はどこか。「まちづくり協議会」である。その協議会は平成6年度から、原則として小学校区単位に1つ設置されている。その構成は、地域の横断的組織として、自治会、社会福祉協議会、婦人会、老人クラブ、PTA等の様々な地域団体が参画して結成されている。

まちづくり協議会は、市民センターの管理運営を市から受託するとともに、地域づくりの目標やその実現に向けた行動計画などを定めた「まちづくり計画」の策定や、地域が一体となって地域課題の解決を図る活動を展開している。その地域課題解決の活動内容は、「保健福祉」「コミュニティ」「環境リサイクル」「生涯学習」「地域防災」「子育て」等の領域である。すなわち、北九州市の地域づくりは、「地域のことは地域で考え、地域で解決する」という住民主体の地域づくりを掲げている。そして、市民センターを活動拠点に、まちづくり協議会が活動主体になって、「地域づくりの計画策定」、「保健福祉活

動（健康づくりや介護予防等を含む）」、「地域美化活動」、「環境保護活動」「生涯学習活動」「青少年育成活動」「地域防災活動」「地域防犯活動」等を実施しているのである。

公民館に代わった市民センターは、地域住民自らが、自主的な地域づくりの実現を目指し、地域の総合力を高めるための協議を進め、「地域が自主的に運営するコミュニティ施設」として位置づけられている。⁽¹⁾

ウ．一般行政部局との連携による地域課題解決へ

では、「地域が自主的に運営するコミュニティ施設」である「市民センター」で、地域課題解決のために連携する部局は何処だろうか。「まちづくり、市民活動、地域防犯等」に関することは、「総務市民局」である。「高齢者・障害者等の福祉事業、人権推進、生活衛生、救急医療、保健予防等」に関することは「保健福祉局」である。「少子社会対策、子育て支援、保育、青少年育成、男女共同参画等」に関することは「子ども家庭局」であり、「環境保全、ごみの減量・収集・処理等」に関することは「環境局」である。「消防・救急活動、防災等」に関することは「消防局」である。そして、「学校教育、生涯学習」に関することは「教育委員会」になっている。

地域課題解決の行政の窓口は従来のように教育委員会社会教育課のみでは無く、一般行政へと広がっているのである。まさに、市民の地域課題解決のための担当部局は多様化し、一般部局が多くを担っているのである。

では、教育基本法を踏まえ、生涯学習社会の実現に向けて何処が中核となって総合的に連携・融合して生涯学習振興の施策を総合的に実施するのだろうか。

（２）「生涯学習」を知事部局に移管した福岡県の取組み

福岡県では平成20年4月1日から、生涯学習、青少年育成、文化・スポーツ振興等の行政が知事部局に移管した。すなわち「少子高齢化や地方分権の進展など、社会経済情勢が大きく変化するなか、県民満足度の高い福岡県を実現するため、新しい課題にしっかり対応できるよう、県庁の組織を一新」している。

特に県民にかかわりの深い部を3部体制としている。その主な業務は、「新社会推進部」は「県民とともに新しい社会をつくる」として、「NPO等との

42 特集 法改正をめぐる生涯学習の新たな基盤整備

協働推進、生涯学習、青少年育成、県民文化・スポーツ振興、男女共同参画、安心・安全まちづくり、国際交流など」である。また、「保健医療介護部」は「県民の健康と命をささえる」として、「健康づくり、保健衛生、医療保険、高齢者への支援、介護保険など」である。さらに、「福祉労働部」では「県民の暮らしを応援する」として「障害者、児童などの社会福祉、子育て支援、公的扶助、勤労者福祉、雇用対策、技術者養成など」となっている。⁽²⁾

ここで生涯学習・社会教育について注目すると、この福岡県の組織改編に伴い、平成20年度から知事部局の新社会推進部に生涯学習室を新設し、生涯学習・社会教育振興に関わる業務について、次のように棲み分けている。⁽³⁾

新社会推進部生涯学習室	教育庁社会教育課(旧生涯学習課)
○ 生涯学習審議会の運営 * 教育庁企画調整課より移管 ○ 生涯学習情報システムの構築 * H20は調査研究費計上 ○ 学習拠点の整備事業 * 「高齢者はつつつ活動拠点事業」(旧生涯学習課から移管) (＊福岡県の教育施策での文言は「生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進」)	○ 社会教育法(第6条)に基づく施策・事業の実施(概略) ・ 公民館及び図書館の指導及び調査 ・ 社会教育関係者の研修に関すること ・ 社会教育施設の設置及び運営 ・ 市町村教育委員会との連携 ・ その他(広域、市町村間連絡調整) ○ 地教行法(48条)に基づく事務 ・ 求めに応じた市町村教育委員会への指導・助言、援助(法的拘束力なし)

(福岡県社会教育総合センター事業説明資料より)

さらに、注目したいのは、「新社会推進部」はもちろんのこと、県民の健康と命をささえる「保健医療介護部」も、県民の暮らしを応援する「福祉労働部」も県民の豊かな暮らしに関わる重要な部であり、県民の自己の充実・啓発や生活の向上のため、多様な学習の機会が求められる部署になっているのである。

(3) 広がる生涯学習行政 — なぜ、首長部局が生涯学習の推進か —

生涯学習とは何か。昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」では、「人々は、自己の充実・啓発や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶにふさわしい」としている。すなわち生涯学習とは、人々が「自己の充実」と「生活の向上」を目指して、「生涯にわたって行う自発的な学習活動である」である。その人々の学習活動は、人々の「健康・生きがい学習」、「生活向上学習」、「職業学習」等の広い領域になり、住民の解決しなければならない課題が拡大し、教育委員会の社会教育行政では対応しきれない状況になってきている。

その行政の担当窓口も、「健康づくり」「保健福祉」「コミュニティ」「環境リサイクル」「人材育成」「地域安全・安心」「地域防災」「子育て」「高齢者生きがいづくり」等々、多様な分野にわたっているのである。さらに、大切なことは、一般行政化した生涯学習は、学習課題解決のために、人々が「学習」し、「理解」し、「納得」したときに、人々は「実践行動」に結びつくのであり、まず「学習」の場が必要なのである。

では、この生涯学習振興行政を総合的に調和・統合して推進するには、何処が中核になってどのように推進するのか。生涯学習の一般行政化による「総合的な調整機能」の新たな課題が問われてきている。

3 法改正が狙う地域の生涯学習の推進

このように生涯学習の一般行政化が進む中で、約60年ぶりに改正された「教育基本法」(平成18年12月法律第120号)を始め、教育に関する法改正や答申・報告等も矢継ぎ早に出されている。それは、教育再生会議「社会総がかりで教育再生を(最終報告)」(平成20年1月31日)や中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月19日)である。さらに、教育基本法を踏まえた中

央教育審議会答申「教育振興基本計画について～『教育立国』の実現に向けて」(平成20年4月18日)、「教育振興基本計画」(平成20年7月1日閣議決定)であり、社会教育3法の改正(平成20年6月11日法律第59号)等である。これらは、生涯学習の現場に何を狙っているのか。

(1) 改正教育基本法にみる生涯学習と社会教育からの着目点

改正教育基本法を生涯学習と社会教育の観点から見て、次の4点に着目した。

ア. 公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画

「教育の目的」として、第2条の2に「・・・公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が加えられた。社会教育法第2条では、「社会教育の定義」として「この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう」(第2条)としている。まさに学校外の教育において「・・・公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する」地域人材の育成は、社会教育の重要な役割である。

イ. 生涯学習の理念の新設 ―生涯学習社会の実現―

教育基本法は、いわゆる我が国の「教育の憲法」いえよう。その教育基本法に「生涯学習の理念」が明記されたことは大きな意義がある。その「第3条」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」としている。すなわち、我が国の教育は、「生涯学習社会の実現」を目指すとしており、今後、学校教育や社会教育及び家庭教育並びに職能教育も、生涯学習社会の実現に向けて推進されなければならないのである。

ウ. 「家庭教育」の新設 ―子の教育の責任は親・保護者―

旧教育基本法では家庭教育は「第7条(社会教育)」の中に「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によっ

て奨励されなければならない」と、社会教育の条文の中に入っていた。しかし、改正教育基本法では、「家庭教育」として新設された。すなわち「第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第1義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」としている。注目したいのは、「子の教育は第一義的には親・保護者の責任」と位置づけたことである。

ではなぜ、親の責任を明文化したのだろうか。中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」では、「家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点である」としながら「親（保護者）は、人生最初の教師として、・（中略）・、重要な役割を担っている。」と、親の役割や責任を強調している。さらに「しかし、少子化や親のライフスタイルの変化等が進む中で、・中略・、家庭教育の機能の低下が顕在化している。また、父親の家庭教育へのかかわりが社会全体として十分ではない」とし、家庭教育の厳しい現状を指摘している。そして「それぞれの家庭（保護者）が子どもの教育に対する責任を自覚し、自らの役割について改めて認識を深めることがまず重要であるとの観点」を示し「家庭の果たす役割について新たに規定することが適当である」としている。「家庭教育」新設の背景がここにある。

さらに行政の役割として「2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」としている。親（保護者）に対する家庭教育支援は社会教育行政の役割である。

今後、この法律を踏まえ、首長部局での家庭教育の振興に関する施策との連携と調整・協働をどうするか課題である。

エ. 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

教育基本法に「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が明文化された。すなわち「第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」としている。わざわざ基本法に「学校、家庭及び地域住民の相互の連携協力」が新設されたのである。

その背景は何か。中央教育審議会の委員でもある山本恒夫は「社会教育関連の教育基本法の改正」（『社会教育』2007年5月号）⁽⁴⁾の中で、連携の必要性について審議経過に触れている。そして「子どもの健全育成をはじめ、教育の目的を実現する上で、地域社会の果たすべき役割は非常に大きい。学校・家庭・地域社会の三者がそれぞれ子どもの教育に責任を持つとともに、適切な役割分担の下に相互に緊密に連携・協力して、教育の目的の実現に取り組むことが重要であり、その旨を規定することが適当である」と、審議の中でも連携が強調されたと指摘している。

（２）「教育振興基本計画」の策定

改正教育基本法では、第17条において「教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画「教育振興基本計画（以下「基本計画」という）を定める」ことが規定された。基本法に基づき策定された「基本計画」では、今後おおむね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、平成20年度から24年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示している。

その「基本計画」は「第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」の中で「（１）基本的考え方」として「①「横」の連携：教育に対する社会全体の連携の強化」を掲げている。すなわち「教育は、個人により良く生きる力を与えるものであるとともに、社会全体の存立基盤を形づくる価値形成活動であり、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業、社会教育団体、民間教育事業者、NPO、メディアなど、官・民を通じた様々な関係者の取組により成り立つものである」とし、教育に対する社会全体の横の連携強化を求めている。

また、「②「縦」の接続：一貫した理念に基づく生涯学習社会の実現」を掲げ、「改正教育基本法において、新しい時代の教育の理念が明示されるとともに、これを踏まえ、学校教育法において、義務教育の目標や各学校段階ごとの教育の目標が改めて規定された。今後は、こうした理念の下に、生涯学習社会の実現に努める必要がある」としている。

さらに「（２）施策の基本的方向」を掲げ「基本的方向１ 社会全体で教育の向上に取り組む」として「社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域の

在り方やその機能も変化してきた」としている。そして「こうした状況も十分に踏まえ、地域の自発的な意思を尊重しながら、新たな連携協力の仕組みを構築し、関係者が一体となって教育に取り組む必要がある」⁽⁵⁾としている。すなわち、生涯学習社会の実現に向けて、社会全体で教育の向上に取り組むため、新たな連携協力の仕組みづくりを提言している。

さらに「(3) 基本的方向ごとの施策」では「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向け、今後5年間、以下のような施策を中心に取り組む」とし「基本的方向性1 社会全体で教育の向上に取り組む」方向を示している。すなわち「①学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」とし「・地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進、・家庭・地域と一体となった学校の活性化、・放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり」等を掲げている。

また「②家庭の教育力の向上を図る」として「・子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進、・幼稚園等を活用した子育ての支援の推進」等を挙げている。

さらに「③人材育成に関する社会の要請に応える」として「・地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育、・産業界・地域社会との連携による人材育成の強化」等を挙げている。

また「④いつでもどこでも学べる環境をつくる」として「・図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人の地域の自立支援の推進、・公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり、・地域における身近なスポーツ環境の整備、「・学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり」等の方向性を示している。

(3) 社会教育法の一部改正

教育基本法の改正に伴い、社会教育関連法（社会教育法、図書館法、博物館法）も平成20年6月11日に一部改正された。ここで特に注目したいのは、「国及び地方公共団体の任務」である。すなわち「第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活

に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」としながら、第3条の2が加わっている。それは「2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」である。今回の社会教育法の改正で「国民の学習需要に応え、学習機会の提供及び奨励による生涯学習の振興への寄与」が行政の任務として明文化されたのである。

さらに、第3条の3として「3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」としている。ここでも、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資すること」が加わっている。

また、「市町村の教育委員会の事務」として、「第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う」としている。その「第5条」に次の号が加わっている。それは「10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」である。

また「13 主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後及び休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること」である。さらに「15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」である。また「16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること」等である。

今回の改正は、市町村教育委員会の事務に「社会教育法一部改正」（平成13年7月11日施行日）の「家庭教育の向上のための社会教育行政における体制の

整備」や「青少年に対するボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の促進」等に，次のような視点が加わっている。すなわち，「新しい時代に向けて，ＩＴ学習の推進，放課後子どもプラン支援，学校支援地域本部，学習成果の活用事業支援等」が社会教育行政の重要な役割である。さらに，その施策の推進を図るため「学校，家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資すること」としているのである。

さらに注目したいのは「社会教育主事及び社会教育主事補の職務」として「第9条の3 社会教育主事は，社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし，命令及び監督をしてはならない」とし，次の号が加わっている。すなわち「2 社会教育主事は，学校が社会教育団体，地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合には，その求めに応じて，必要な助言を行うことができる」としている。社会教育主事は，学校支援事業等において，学校が地域の団体・住民等と教育活動を行う場合「助言」できるのである。

（４）「教育再生会議」の社会教育への期待 ―社会総がかりで教育再生―

教育再生会議（以下「会議」という）は，「21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し，教育の再生を図っていくため，教育の基本にさかのぼった改革を推進する必要がある」として，内閣に設置（平成18年10月10日閣議決定）したものである。「会議」は第1次から第3次までの報告と，「社会総がかりで教育再生を（最終報告）」（平成20年1月31日）を提出している。

その中で，社会教育の視点から注目したいのが「社会総がかりで教育再生を・第三次報告 ～学校，家庭，地域，企業，団体，メディア，行政が一体となって，全ての子供のために公教育を再生する～」である。すなわち「6. 社会総がかりでの子ども，若者，家庭への支援 ～青少年を健全に育成する仕組みと環境を～」として，「（1）子ども，若者，家庭に対し，教育，福祉，警察，労働，法務等の連携システムを作り，総合的に支援する」としながら「地域での関係機関窓口の一元化を推進し，国レベルでの体制整備や，必要な法的措置を検討する」としている。

また，最終報告の「1. 提言の実現に向けて」では「社会総がかり」とし

て、「国民一人ひとりが「当事者意識」をもって、学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を自覚し、教育再生に積極的に参画する」としている。さらに「それぞれが「連携」を図り、責務を果たす事によって、以上のような教育再生を実現する」としている。

さらに注目したいのは「(別添)フォローアップのためのチェックリスト」の「社会総がかりでの対応」の中で「直ちに実施に取りかかるべき事項」として「①家庭・地域・学校の連携の強化(放課後子どもプランの全国での完全実施, 学校支援地域本部の全国展開, 親の学び)を掲げている。そして「学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政(教育、福祉、警察、労働、法務等)」など「社会総がかりの総合的な連携システム」による取り組みを提言している。

(5) 中央教育審議会答申(平成20年2月19日)の目指す方向性

中央教育審議会は平成20年2月19日に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」を答申した。

この答申は、改正教育基本法を踏まえた提言になっている。その「第1部 今後の生涯学習の振興方策について」の「3, 目指すべき施策の方向性」として「(2)社会全体の教育力の向上ー学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくりー」を掲げ「①社会全体の教育力向上の必要性, ②地域社会全体での目標の共有化, ③連携・ネットワークと行政機能に着目した新たな行政の展開」を示している。

また、「第1部」の「4, 具体的方策」では、「(2)社会全体の教育力の向上ー学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくりー」を掲げている。それは「・身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等, ・家庭教育を支援する人材の育成, ・学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進(学校支援地域本部, 放課後子どもプラン)」である。さらに「・学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実, ・地域の教育力向上のための社会教育施設の活用, ・大学等の高等教育機関と地域の連携」等を提言している。ここでは、社会全体の教育力の向上のために、学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくりを提言しているのである。

4 生涯学習振興の仕組みづくり ―社会総がかりによる「連携」システム―

(1) なぜ、生涯学習社会の実現か

なぜ、我が国は生涯学習社会の実現を目指すのか。その根拠は基本法にある。すなわち「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように」にである。そのためには「その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる」社会のシステムを構築することが求められるのである。

その背景には、①少子高齢化社会の進行、②高度情報化の進展と知識社会への移行、③産業・就業構造の変化、④グローバル化（地球規模化）の進展、⑤科学技術の進歩、⑥家庭の教育力・地域の教育力の低下等⁽⁶⁾の社会情勢の変化がある。さらに、人々の学習要求は、高度化・多様化してきている。そのため、人々の高度化し多様化してくる学習要求に行政が対応するには一部局では不可能であり、複数の部局の対応が必要になっている。そこで、地域においては、行政間を越えて、民間企業・団体との連携による、「社会全体」「社会総がかりによる連携システムづくりが求められているのである。

直方市、北九州市、福岡県の現状で述べたとおり、具体的には、教育委員会はもとより、保健・福祉、環境、防災・防犯等の部局を超えて実施される生涯学習の振興には、施策を実施する関係部局の連携が必要である。さらに、地域においては、学校、家庭、地域の企業・団体等との連携システムの構築と行動プログラムによる実践が必要である。

(2) 「社会全体・総がかり」の連携システムづくり

法改正等の提言から地域での生涯学習振興のポイントは「社会全体・社会総がかり」の連携システムづくりにある。すなわち、基本法では「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、教育再生会議では「社会総がかりでの子ども、若者、家庭への支援」として「子ども、若者、家庭に対し、教育、福祉、警察、労働、法務等の連携システム」で総合的支援を呼びかけている。その「社会総がかり」とは、「学校、家庭、地域、企業、団体、メディア、行政など、あらゆる主体」の総合的支援としている。また、中央教育審議会答申

「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、「社会全体の教育力の向上 ―学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり―」を提言している。

「教育振興基本計画」では「学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」としている。「社会教育法の一部改正」では「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の連携及び協力の促進」を提言している。生涯学習振興施策にとって、今回の法改正のキーワードは、まさに『社会全体・総がかり』の連携システムづくりである。

（３）「組む組織」が相互に「互恵性」のある連携システムづくり

この度の法改正は、地域での生涯学習活動を推進するには「学校・家庭・地域住民等との連携・協力」の仕組みづくりを提唱している。では、その連携システムが継続的に作動するにはどのような配慮が必要だろうか。そのためには、「組む組織」が相互に「互恵性」のある連携システムづくりである。特定の組織だけが有利になる（得をする）のでは無く、組む組織が相互に連携することのメリットを感じられることが大事である。

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」では、「学校・家庭・地域社会の連携協力」として「教育の目的を実現するための、学校・家庭・地域社会の三者の連携・協力が重要であり、その旨を規定することが適当」としている。さらにその中で「なお、連携・協力を進めていく上で、これからの学校は、自らの教育活動の状況について積極的に情報提供するなど説明責任を果たしながら、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を求めていくことが重要である」（第２章-2-（４）-⑤）とし、三者が相互に互恵性のある連携協力を強調しているのである。ここが連携成功のポイントである。

５ 新たな生涯学習推進への挑戦 ― 連携への挑戦 ―

生涯学習振興行政を総合的に調和・統合して推進するには、何処が中核になってどのように推進するのか、生涯学習の一般行政化による新たな課題が

問われてきている。特に、教育基本法の理念を踏まえ、生涯学習振興の連携の「要」となる中核機関は何处だろうか。それは「社会教育行政」であろう。

平成20年2月の中央審議会答申では「社会教育行政は、学校教育として行われる教育活動を除いた組織的な教育活動を対象とする行政である。これは、いわば国民一人一人の生涯の各時期における人間形成という「時間軸」と、社会に存在する各分野の多様な教育機能という「分野軸」の双方から、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象としており」としている。

さらに「その範囲は広がりを持ち、生涯学習行政において社会教育行政は中核的な役割を担うことが期待されている」(第2部1-(2)-「生涯学習振興行政と社会教育行政・学校教育行政の関係」)としている。

では生涯学習行政の拡大に社会教育はどのように対応するのか。

(1) 北九州市の教育委員会「生涯学習課」が中核となった「イベント」

北九州市では「'08 まいなびフォーラム」(平成20年11月15日)開催に向けて実行委員会が結成された。その実行委員会の構成は、環境局環境学習推進室、総務市民局地域振興課、総務市民局市民センター室、教育委員会生涯学習課、生涯学習総合センター、保健福祉局高齢者福祉課、北九州市社会福祉ボランティア大学校等の関係機関団体にPTAや学習グループ等18団体である。まさに、地域の関係機関団体による「社会総がかり」の実行委員会を目指しているのである。では、この組織形成過程で何处が中核となっているかを見ると、教育委員会生涯学習課及び教育委員会管轄の生涯学習総合センターである。これに首長部局や民間団体等の関係機関団体が連携協力体制をとっているのである。まさに、部局を超えて連携がなされている。

その実施内容でも、「市民センターにおける生涯学習の推進」「生涯学習の推進と学校教育」「生涯学習の推進とNPO・ボランティア」等の分科会において関係機関団体が関わっているのである。

(2) 経営企画課・市民共働課・社会教育課の3課による地域人材育成

古賀市では「地域の課題を実践的に解決する活動を通して、中核的に活動する人材を育てることで地域コミュニティの活性化を図る」ことを目的に、

生涯学習リーダー塾」を開催している。その内容は平成18年度から「今後の校区コミュニティの組織運営を担う人材（組織リーダー）及び、さまざまな分野で地域活動を牽引していく人材（企画・実践リーダー）の2コースを設定し、それぞれの取組みに求められる知識や技術の習得を図るとともに実践力を養う」ことにしている。⁽⁷⁾⁽⁸⁾

注目したいのは、まず、社会教育課の事業としてスタートした。平成19年度は首長部局の市民共働課が共催した。さらに平成20年度から経営企画課、市民共働課、社会教育課と3課による事業に発展したことである。さらに、この事業の企画立案・打ち合わせの段階では、健康づくり課、社会福祉協議会も加わった。住民が活動する地域の段階では、活動するのは同じ住民であり、行政が一体となって地域人材育成支援に関わることができた。これは、連携システムづくりの第一歩であり関係者の積極的判断は他のモデルである。

その3課が連携する目標として「①校区コミュニティづくりをさらに促進させる。②校区コミュニティの将来像の提言を議論することで地域リーダーを育成しつつ、市民の建設的意欲を引き出す。③生活に密着した市民の声を尊重したまちづくりを進める」を掲げている。

さらに3課間においては、2011年～2022年の「古賀市第4次総合振興計画」を策定する経営企画課と「校区コミュニティリーダーの養成」を目指す社会教育課とは、この事業連携によって、経営企画課の持つ市民アンケートや現状データを受講者に提供・活用することによって協議の活性化を図っている。⁽⁹⁾ また、「校区の現状分析で出された各校区の問題点を把握する」とともに、「市民の生の声をマスタープランづくりの参考にする」としている。

さらに、経営企画課と「校区コミュニティづくり」を推進する市民共働課では、「市の方向性と校区でのまちづくりを合致させる」ように留意している。

また、社会教育課と市民共働課との関係は、地域のリーダーとなるべき人を推薦し、その学んだ成果を校区づくりに活かすことを狙っている。まさに、3課の相互連携による相乗効果が期待されている。

おわりに

今後、生涯学習社会の実現に向けて、学習活動が拡大することは間違いなし。その活動の場は、行政では、首長部局の各部署に、民間では、企業、団体等社会全体に広がっている。このような中で行われた法改正は、「学校・家庭・地域住民等」「社会全体」「社会総がかり」な連携システムづくりを提唱している。しかし、地域を基盤にして活動してきた社会教育関係者は、その連携の厳しさを身にしみて分かっている。だから、危惧する面と、「法にも謳われたのだから今度こそは」と、期待する声もある。

このような中で、北九州市や古賀市は首長部局との行政間や関係の民間団体を含めたイベントや人材育成に取り組んでいる。しかし、社会全体・総がかりの連携システムづくりは、①行政間の連携システム、②民間企業・団体を含んだ連携システム、③行政・民間による社会全体総がかりのシステムづくりとこれからのさらなる開発が求められる。今後、事例研究を重ね、分析し、社会総がかりの連携システムづくりの形成モデルを提示したい。

注

- (1) 「市民参画・協働によるまちづくり」北九州市総務市民局地域振興課，平成19年12月15日。
- (2) 福岡県総務部県民情報広報課「福岡県だより」2008年3月号，平成20年3月1日発行，p3。
- (3) 「平成20年度福岡県立社会教育総合センター運営方針等」平成20年4月
- (4) 山本恒夫「社会教育関連の教育基本法の改正」『社会教育』2007年5月号，財団法人全日本社会教育連合会，pp10-14。
- (5) 「教育振興基本計画」（平成20年7月1日閣議決定），p12。
- (6) 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（平成15年3月20日）第2章－2等を参照のこと。
- (7) 古市勝也，力丸宏昭，村山隆一「古賀市における地域活性化を目指した地域リーダー養成プログラム開発の実際に関する研究」『九州共立大学スポーツ学部研究紀要』第1号，2007，pp43-54。
- (8) 古市勝也，ブストス・ナサリオ，横尾勝博，力丸宏昭，村山隆一「インターバル

56 特集 法改正をめぐる生涯学習の新たな基盤整備

方式の日程による地域活動プランの開発と実践」『九州共立大学スポーツ学部研究紀要』第2号，2008，pp39-47。

- (9) 福岡県古賀市『新・まちづくり計画・2001-2010』（第3次古賀市総合振興計画）平成13年6月。